

中部森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を締結したので、森林法第10条の17第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定書（写し）を縦覧に供する。

平成27年9月17日

中部森林管理局長

- 1 協定の名称 木島平村往郷地域公益的機能維持増進協定
- 2 協定区域 長野県下高井郡木島平村大字往郷8040-イ-4及び8040-イ-7番地
長野県下高井郡木島平村大字往郷 往郷山国有林149ろ林小班
- 3 協定の有効期間 自 平成27年9月16日
至 平成32年3月31日
- 4 森林施業の種類 間伐及び森林作業道開設
- 5 縦覧場所 中部森林管理局
北信森林管理署
- 6 縦覧期間 自 平成27年9月17日（木）
至 平成27年10月1日（木）

※ 本公告・縦覧に関する問合せ先

〒380－8575

長野県長野市大字栗田715－5

中部森林管理局 （計画課高麗扱い）

FAX：026－236－2578

E-mail：c_keikaku@rinya.maff.go.jp